# R5「子ども・若者の意識と行動に関する調査」実施要領(案)

### 1 経 緯

子ども・若者に関する施策を総合的かつ効果的に推進するためには、子ども・若者の現状と問題の所在を的確に把握し、行政機関及び青少年関係団体等の青少年関係者の適切な共通理解を得ることが重要である。このため、山梨県では、昭和58年以来、昭和63年・平成4年・平成9年・平成14年・平成19年・平成24年・平成30年と概ね5年ごとに、子ども・若者の実態、意識、問題点等を究明するための調査を継続して実施している。

## 2 目 的

少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など、子ども・若者を取り巻く環境の変化は、子ども・若者の生活環境及び意識等に様々な影響を及ぼし、いじめ、暴力、不登校、高校中退、ひきこもり、フリーター、若年無業者(ニート)、子どもの貧困、ヤングケアラー等、様々な形となって、青少年問題は複雑かつ多様化してきている。

このようなことから、本県における子ども・若者の生活実態、価値観、満足度及び課題、社会に対する意見等を調査し、意識と行動の変化を把握するとともに、今後の子ども・若者に関する総合的な施策のあり方を検討するための基礎資料を得るために本調査を実施する。

### 3 実施主体

山梨県(山梨県青少年総合対策本部)

※山梨県青少年総合対策本部(S58.3)

青少年行政に関する総合的な施策の樹立及び関係行政機関が実施する事業の総合調整を図るため、次代を担う青少年の育成に関する重要課題について、必要に応じて開催し適切な対応を行う。

- ・本部長ー知事
- ・副本部長-副知事
- 本部員-県各部局長

- ·幹事-各関係課21課長
  - 事務局-教育庁生涯学習課

### 4 調査地 県下全域

#### 5 調査対象

調査時期に山梨県に居住する者で、令和 5 年 4 月 1 日現在 1 2 歳から 3 0 歳までの男女。 H 1 9 年度は、 1 2 歳~ 2 3 歳までの男女としていたが、 H 2 4 年度からは、社会的自立に 困難を有する若者の年齢が上昇傾向にあることから上限を 3 0 歳までとし、調査数を1,000人から2,000人としている。

サンプル (県下全域)	調査数	
山梨県に居住する令和5年4月1日現在 18歳から30歳までの男女	2,000人	
山梨県内の公私立中学生、高校生の男女	1,000人	
計	3,000人	

6 調査期間 令和5年6月中旬から7月中旬(1ヶ月間) (予定)

### 7 調査方法

- (1)調査地域 県下全域
- (2)標本数 3,000サンプル

A 山梨県に居住する、令和5年4月1日現在18歳から30歳までの男女2000人 B 山梨県内の中学生、高校生の男女1000人

(3)抽出方法 層化二段無作為抽出法

## (4)調査方法 Aについてはオンライン調査 (ハガキによる督促1回) Bについては中・高等学校を通して依頼

### ※層化二段無作為抽出法の定義

行政単位(都道府県・市町村)と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し(層化)、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して(二段)、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うもの。

### 8 調査事項 (74項目)

- ・本人及び家庭に関する事項
- ・学校、仕事に関する事項
- ・インターネットの利用に関する事項
- ・ 社会参加活動に関する事項
- ・政治への意識に関すること
- ・ニート(若年無業者)に関する事項
- •居場所【新】
- 自己肯定感【新】等

- ・将来に関する事項
- 友人関係に関する事項
- ・ 少年非行に関する事項
- ・ひきこもりに関する事項
- ・子どもの貧困に関すること
- ヤングケアラー【新】
  - ・コロナの影響【新】

### 9 調査活用方法

- ① 「やまなし子ども・若者育成指針」策定基礎資料
- ② 県が実施する県政出張講座・巡回活動等の配布資料
- ③ 青少年を取り巻く有害環境浄化活動の基礎資料
- ④ 青少年保護育成条例の運用・改正等の基礎資料
- ⑤ 非行・被害の未然防止、再発防止対策資料
- ⑥ 市町村青少行政政策形成のための基礎資料
- (7) 青少年育成指導者の資質向上及び意識啓発
- ⑧ 県民運動の醸成と各家庭における意識啓発
- ⑨ 学校教育・生徒指導・学生指導の資料
- ⑩ スクールカウンセラー及び青少年育成カウンセラーのカウンセリング資料
- ① 県各事業課における青少年関係事業の企画・実施における基礎資料
- ② 若者の総合的な自立支援対策の検討における基礎資料
- ③ 中途退学者に対する効果的な支援の在り方の検討における基礎資料
- ④ 子育て・青少年相談機関連絡会議における連携のための基礎資料

## 10 報告書 100部作成(A4·130頁程度)

No.	配布先	部数
1	山梨県青少年問題協議会委員	24
2	青少年総合対策本部幹事課	21
3	統計調查課	1
4	調査協力校に配布	34
5	予備・保存	20

※報告書については生涯学習課のHPに掲載しダウンロードできるようにする。

※HPに掲載したことについて市町村、学校、関係機関に情報提供する。

### 11 主なスケジュール (予定)

【令和4年度】 3月中 調査票の完成

【令和5年度】 6月中旬~7月中旬 調査依頼

7月 集計・分析

8月~9月 報告書作成・概要版作成

3月中旬 調査結果公表

【令和6年度】 4月~ 新たな「やまなし子供・若者育成指針」策定